令和4年度 本部会費の賦課並びに徴収方法

1. 会員

1. 会員		·
		数 収方法
種別	1会員当たり金額	MAN MA
(1)小売部会員	(円)	
ア. 全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会	年額 165,000	7月、10月徴収
イ. 全鳥連東北・関東ブロック	年額 550,000	同上
ウ.全鳥連中部ブロック	年額 137, 500	同上
工. 全鳥連近畿ブロック	年額 577, 500	同上
オ.全鳥連中四国・九州ブロック	年額 220,000	同上
力. 食鳥協会群馬県支部	年額 令和3年3月末構成員を基本 として、1構成員8,580円相当額。	四半期徴収
キ. 個人会員	年額 10,560	一括徴収
(2)荷受部会員		
①関東支部所属	年額 660,000	7月、10月徴収
②中部・九州支部所属	年額 132,000	一括徴収
③関西支部所属	年額 198,000	一括徴収
(3)生産加工部会員		
ア. 1号会員		
(月間処理羽数別) 単位:万羽		
①5未満	年額 120,000	7月、10月徴収
②5以上10未満	年額 180,000	同上
③10以上~30未満	年額 420,000	同上
④30以上~50未満	年額 600,000	同上
⑤50以上~100未満	年額 840,000	同上
⑥100以上~150未満	年額 1, 200, 000	同上
⑦150以上~200未満	年額 1, 440, 000	同上
⑧200以上~250未満	年額 1, 680, 000	同上
⑨250以上~300未満	年額 1, 920, 000	同上
⑩300以上~350未満	年額 2,400,000	同上
⑪350以上~400未満	年額 2, 640, 000	同上
⑰400以上~450未満	年額 2, 880, 000	同上
⑬450以上	年額 3, 120, 000	同上
イ. 2号会員		
処理加工を伴わない鶏肉加工業会員	年額 110,000	7月、10月徴収
ウ. 3号会員		
成鶏処理加工業会員	年額 1号会員に同じ	7月、10月徴収
(羽数別規模は1号会員に準ずる)		
(4)種鶏ふ卵部会員	年額 55,000	7月徴収

2. 贊助会員

賦 課 額		徴収方法
種別	1会員当たり金額	似 以万法
(1)インテグレーター部会	(円)	
ア. 関東支部所属	年額 396,000	7月、10月徴収
イ. 原種鶏関係	年額 198,000	一括徴収
ウ. 上記以外の支部所属	年額 6,600	一括徴収
(2)機器材・薬品関係他	年額 55,000	7月又は加入時

注)上記には、令和4年度も引き続き、国産鶏肉市場活性化対策事業を実施するための経費を含む。